

要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用の取扱いについて

1. 対象者

次のいずれかに該当する要介護被保険者は、町の承認を受け、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用をすることができます。

- (1) 要介護被保険者が認知症であること等により同居の家族等による介護が困難な場合
- (2) 同居の家族等が高齢又は疾病等により在宅で十分な介護を受けることができない場合
- (3) その他やむを得ない理由により、在宅で十分な介護を受けることができないと町が認める場合

2. 提出時期

本人の心身状況や家族の介護状況から、短期入所サービスの利用が要介護認定有効期間の半数を超えるケアプランになった場合に、サービス担当者会議を開催し、本人の同意が得られた後に、下記を目安に速やかに4の書類を提出してください。

- ☐ 認定有効期間が6か月⇒累計の利用日数が90日になる前月末までに
- ☐ 認定有効期間が12か月⇒累計の利用日数が180日になる前月末までに
- ☐ 認定有効期間が24か月⇒累計の利用日数が360日になる前月末までに
- ☐ 認定有効期間が36か月⇒累計の利用日数が540日になる前月末までに
- ☐ 認定有効期間が48か月⇒累計の利用日数が720日になる前月末までに

※支給限度日数及び支給限度基準額を超えて利用者が全額自己負担した短期入所サービスの日数は、認定有効期間のおおむね半数の範囲に含まれません。

※区分変更したことにより認定有効期間が当初の認定有効期間と変わっている場合は、短期入所の利用日数が半数を超えないか確認してください。

3. 提出回数

認定有効期間の長短に関わらず、認定有効期間内に1度提出してください。

4. 提出書類

- (1) 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービスを必要とする理由書
- (2) アセスメント表
- (3) 居宅サービス計画書1・2・3表(写)
- (4) サービス担当者会議の要点(写)

5. 結果の通知

承認・不承認の決定を記載した理由書の写しの交付により、結果の通知に代えます。

6. 提出後の対応

- (1) 介護支援専門員は本人・家族及び短期入所施設へ理由書の内容を提供し、情報を共有してください。
- (2) 介護支援専門員の評価・モニタリング等によって必要性を見直し、記録してください。
- (3) 利用者の状態や介護状況等の変化によって、特に必要と認められる状態とはいえない状況になったときには、すみやかに神石高原町福祉課へ報告してください。